

【生駒市条文の見出しと主な改正した自治体の状況】

＜○は新たに条文追加された項目 △は条文改正された項目 □は解説の変更 ―は項目無 数字は生駒市条例見出しと対応する条＞

自治体名		篠山市 (全 28 条)	伊賀市 (全 58 条)	ニセコ町 (全 57 条)	白老町 (全 36 条)	みよし市 (全 24 条)	鳥取市 (全 30 条)
生駒市条例見出し	施行日	①H18. 10. 1 ②H24. 4. 1	①H16. 12. 24 ②H24. 7. 30	①H13. 4. 1 ②H18. 4. 1※ ③H22. 4. 1	①H19. 1. 1 ②H24. 6. 28	①H20. 11. 1 ②H26. 4. 1	①H20. 10. 1 ②H26. 4. 1
前文						△	
第 1 章 総則	第 1 条(目的)	1	△1	1	1	1	1
	第 2 条(定義)	2	△2	—	2	3	2
	第 3 条(最高規範)	28	5	55	35	2	3
第 2 章 基本原則	第 4 条(情報共有及び公開)	6	△□6, ⑦, 8	2	4, 5	5	6
	第 5 条(参画と協働の原則)	3	4	—	—	5	5
	第 6 条(人権の尊重)	19	—	—	—	—	—
第 3 章 市民の権利と責務	第 7 条(まちづくり参画の権利)	11	□12	10	△11, 13	6	7
	第 8 条(20 歳未満の市民のまちづくりに参画する権利)	12	—	△11	—	—	—
	第 9 条(まちづくり参画における市民の責務)	11(再)	□13	12	12	7	8
第 4 章 議会及び議員の役割 と責務等	第 10 条(議会の役割と権限)	15	38	17※	15, 16	—	9
	第 11 条(議会の責務等)	15(再)	39	18, 19※	18	8	9(再)
	第 12 条(議会の会議及び会期外活動)	—	40	20, 21, 22※	19, 20, 21	—	—
	第 13 条(市議会議員の責務)	16	41	24※	17	9	10
第 5 章 市の役割と責務等	第 14 条(協働のまちづくりににおける市の役割)	—	—	—	—	—	—
	第 15 条(市長の責務)	17	△44	25	23	10	11
	第 16 条(執行機関の責務)	—	△43	27	22	13	—
	第 17 条(市の職員の責務)	18	45	27(再)	24	11	12
第 6 章 市政運営	第 18 条(まちづくり参画における市の責務)	4	□14	5	9	13	14
	第 19 条(総合計画の策定)	—	△□15	37	26, 27	12	15
	第 20 条(説明責任)	7	43(再)	4	6	16	23
	第 21 条(意思決定の明確化)	—	11 の 2	6	—	—	—
	第 22 条(行政組織)	□4	46	30	25	—	17
	第 23 条(職員政策)	17, 18(再)	□48	—	—	—	—
	第 24 条(法務政策)	—	□47	28	—	—	—
	第 25 条(法令遵守及び公益目的通報)	○14	49	35※	—	—	—

	第26条(行政手続)	—	—	34	30	—	20
	第27条(危機管理)	○5	—	29	33	○21	○24
	第28条(広聴応答義務)	21	△50	32	7	16	25
	第29条(広聴対応)	—	50(再)	33	7	16	25(再)
	第30条(財政運営の基本方針)	□10	□51	40	28	—	16
	第31条(予算編成、執行及び決算)	10(再)	△□52	△ 40, 41, 42, 43	28	—	16(再)
	第32条(財産管理)	10(再)	△54	44	—	—	—
	第33条(財産状況の公表)	10(再)	55	45	—	—	16(再)
	第34条(行政評価)	24	56	39, 46, 47	29	15	21
	第35条(外部監査)	25	△□57	—	—	—	—
第7章 市民参画、市民自治及び情報	第36条(条例制定の手続)	—	△□18	△54	10	—	26
	第37条(計画策定の原則)	□4(再)	△□15	37	10	—	26(再)
	第38条(計画策定手続)	—	△□16	38	10	—	26(再)
	第39条(審議会等)	22	△17	△31	—	—	22
第1節 市民参画	第40条(市民自治の定義)	18	△21	14	—	—	2
	第41条(市民自治に関する市民の役割)	□20	△□22	15	14	—	8(再)
	第42条(市民自治に関する自治体の役割)	□20	△□23	16	14	20, 22	13
	第43条(市民自治協議会等)	—	△□25	—	—	—	—
	第44条、45条(市民投票)	26	19	48	34	19	27
第2節 市民自治等	第46条(情報への権利)	5(再)	△8	3	—	—	7
	第47条(情報共有制度)	5(再)	○9	7	4	17	18
	第48条(情報収集及び管理)	5(再)	□10	8	—	—	18(再)
	第49条(個人情報の保護)	8	□11	9	31	18	19
第3節 情報共有等	第50条(他自治体住民との連携)	21	3	50	32	—	—
	第51条(近隣自治体との連携)	21(再)	3(再)	51	—	—	28
	第52条(広域連携)	21(再)	3(再)	52	32	23	28(再)
	第53条(国際交流及び多文化共生)	21(再)	—	53	—	—	—
第8章 他自治体との連携、協力等	第54条 条例の見直し	27	58	57	△36	24	30
第9章	第55条 市民自治推進委員会	27(再)	—	—	—	—	29
第10章							